



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

753	保安林予定森林	(森林整備課).....	1
754	保安林の指定施業要件変更予定	(").....	1
755	"	(").....	2
756	道路の区域変更	(道路保全課).....	2
757	道路の供用開始	(").....	3
758	道路の区域変更	(").....	3
759	道路の供用開始	(").....	3
760	急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課).....	4
761	道路の位置の指定	(都市政策課).....	4

告 示

和歌山県告示第753号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年12月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林予定森林の所在場所 有田郡有田川町大字杉野原字小和田491、492、492の1、537の4、537の12

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第754号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年12月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第755号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年12月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第756号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年12月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 すさみ古座線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
西牟婁郡すさみ町小河内字零16 05番5地先から同町小河内字零1 605番3地先まで	旧	3.89 } 13.66	201.00	

同上	新	5.13 } 37.16	201.00	
----	---	--------------------	--------	--

和歌山県告示第757号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年12月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 すさみ古座線

供用開始の区間 西牟婁郡すさみ町小河内字零1605番5地先から同町小河内字零1605番3地先まで

供用開始の期日 令和元年12月10日

和歌山県告示第758号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年12月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 那智山勝浦線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡那智勝浦町大字那智山字大平3番1地内	旧	11.90 } 15.70	34.20	
同上	新	14.50 } 56.50	34.20	

和歌山県告示第759号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年12月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 那智山勝浦線

供用開始の区間 東牟婁郡那智勝浦町大字那智山字大平3番1地内

供用開始の期日 令和元年12月10日

和歌山県告示第760号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和元年12月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 二沢柄瀬2地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から8号までを順次結んだ線及び標柱8号と標柱1号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1号	有田郡	有田川町	二澤	栢瀬	40番1	
2号	〃	〃	〃	〃	38番1	
3号	〃	〃	〃	〃	46番	
4号	〃	〃	〃	〃	53番	
5号	〃	〃	〃	〃	55番4	
6号	〃	〃	〃	〃	49番	
7号	〃	〃	〃	〃	47番	
8号	〃	〃	〃	〃	44番	

2 下湯川2地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から5号までを順次結んだ線及び標柱5号と標柱1号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1号	有田郡	有田川町	下湯川	下村	745番4地先	道路敷
2号	〃	〃	〃	〃	745番3	
3号	〃	〃	〃	〃	745番	
4号	〃	〃	〃	〃	742番1	
5号	〃	〃	〃	〃	743番3	

和歌山県告示第761号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和元年12月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル

3479	有田市宮原町滝川原字北芝 240番の一部、水路	和歌山市太田二丁目8番11 号 株式会社幸福建設 代表取締役 吉田武弘	令和 元. 11. 27	6. 00	52. 67
------	----------------------------	--	-----------------	-------	--------